

未成年の単独・または片親のみ同行の渡航に条件のある国

- 未成年の方が単独または片方の親と共に無査証で渡航する場合、英文同意書の携行などの条件のある国の一覧です。
- 下記は各国大使館等の情報(2020年1月27日現在)に基づき作成しております。予告なく変更される場合がありますのでご了承ください。
同意書を携行するかどうかはお客さまご自身でご判断いただくようお願いいたします。
同意書は入国審査時に審査官の求めに応じて提示するもので、入国審査官によっては提示を求めない場合もあります。入国審査および入国可否の決定は、審査官の判断に基づいて行われます。
- 未成年の対象年齢や作成方法は国により異なります。なお、お客さまの状況により同意書要否や作成方法が異なる場合もありますので、具体的なケースについては直接各関係機関へお問い合わせください。
- ヨーロッパなど複数国を周遊する場合は、入国審査を受ける国の条件をご確認ください。
 特にシェンゲン協定加盟国を訪問する場合、最初に訪問する加盟国で入国審査を受けます。加盟国間の移動は同一国内の移動と考えられ、入国審査はありません。
【加盟国:2015年1月現在 計26か国】
 アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク
 例)オランダ乗り継ぎスペイン行きの場合、入国審査はオランダで行われ、スペイン入国時に入国審査はありません。
 5. イタリア、スペイン、ドイツ、ベルギー、ポルトガルは、手続きに時間がかかる場合がありますので、同意書を携行する場合は十分な余裕を持ってご準備ください。
 (注)外務省アポステール証明は:外務省が「公文書」および「公証役場において公証人の認証を受けた私文書」に対して行う証明(付箋による証明)。外務省領事局領事サービスセンター(証明班)にて手続きします。詳細は外務省ホームページでご確認ください。

◎外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

○=要、△=場合により要、×=不要

2020年1月27日 現在

| 国名 | 対象年齢 | 同意書要否 | | 同意書の様式 | 同意書記入例 | 戸籍謄本・各種認証 要否 | | | | 必要な実費など | 大使館情報/書類作成方法 |
|---------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------------------|-------|-------|----------------|----------|---|
| | | 単独渡航 | 片方の親同伴 | | | 戸籍謄本(要翻訳) | 大使館認証 | 公証人認証 | 外務省アポステール証明(注) | | |
| アメリカ (ハワイ・グアム含む) | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | △ ※場合により要。右記参照。 | × | × | × | 不要 | 米国土安全保障省税関・国境警備局(CBP)では、18歳未満の未成年が単独や片方の親のみ、または親以外の大人の方と渡航する場合、親の「渡航同意書(英文)」を持参することを強く推奨しています。 ■作成方法 1. 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) 親と子が別姓の場合、同行しない親が死別・離婚によりサインがない場合は家族構成がわかる公的書類(戸籍謄本(英文)※)が別途必要。 同行しない親が海外赴任・入院その他の理由によりサインがない場合は理由を証明する書類(勤務先の証明書、入院申込書(英文)※)が別途必要。 ※グアムについてはグアム政府観光局ホームページ情報を確認ください。 ※公的書類は英訳を必要としますが、日本語原本のコピーに単語などを直接記載したり、原本にご自身で英訳した書面を添付したもので可能です。 ◎米国CBPホームページ情報 https://ip.usembassy.gov/ia/embassy-consulates-ia/tokyo-ia/sections-offices-ia/cbp-ia/child-traveling-with-one-parent-or-someone-ia/ ◎グアム政府観光局ホームページ情報 https://www.visitguam.jp/news/detail.php?id=745 |
| カナダ | 18歳未満 | ○ | ○ | 指定 | カナダ記入例 | △ ※場合により要。右記参照。 | × | × | × | 戸籍謄本の翻訳代 | ■作成方法 1. 親権者(保護者)と同行せず単独入国する場合 親権者(保護者)からの、カナダ滞在中親代わりとなる人を指名した渡航同意書(指定フォーム)。 2. 片方の親が同行する場合 同行しない親からの渡航同意書。 両親の離婚・死別などの理由で同行しない親からの同意書が提出できない場合、戸籍謄本オリジナルと英訳。 ※両親が離婚している場合でも、入国時のトラブルを避けるため、両親の署名があることが望ましい。 修学旅行や研修旅行などの団体旅行の場合も同意書が必要。 ◎カナダ大使館ホームページ https://travel.gc.ca/travelling/children/consent-letter 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) |
| アイスランド | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | × | × | × | 不要 | 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) |
| イギリス | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | × | × | × | 不要 | ■作成方法 1. 両親または同行しない親からの渡航同意書(様式自由・英語) 2. 未成年の滞在先・滞在予定日数、両親の連絡先(電話番号必須)、同行者の情報(※1)、同行しない親のサイン(※2)、日付を記載します。 ※1 「○○(同行者)と一緒に渡航することを認めています」という旨を記載します。 修学旅行の場合は教師などの名前を記載します。 ※2 死別や離婚等で片方の親しかサインができない場合、サインができない親のサイン欄に、サインができない理由を記入します。 例: 死別(dead/late)、離婚(divorced)など |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|----------------------|------|---|---------------------------------|-----|--------------|---|---|---|--|---|
| スロベニア | 18歳未満 | ○ | × | 自由(英語) | 記入例 | × | × | × | × | 不要 | 大使館では、「18歳未満の未成年が単独で渡航する場合、入国時に親からの英文渡航同意書(形式自由)および戸籍謄本の英訳(個人によるもの可)」が求められる場合があります」と案内しています。 |
| セルビア | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | ○ | × | × | 翻訳、認証料金 8,100円 | ■作成方法 1. 同伴しない親の氏名、サイン、捺印、未成年の氏名、旅券番号、渡航先住所、渡航期間、同意する旨の文を記載します。 死別などで作成できない場合は、法定代理人が作成します。 2. 大使館にてセルビア語への翻訳および認証手続を行います。 |
| デンマーク | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | × | × | × | 不要 | 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航をする場合、同行をしない親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 |
| ドイツ | 18歳未満 ※右記参照 | △ | △ | 大使館・領事館での作成 | - | × | ○ | × | × | 有料 (大使館・領事館へご確認ください) | ■作成方法 在東京大使館と在大阪総領事館で作成方法が異なります。お住まいの地域を管轄する大使館・領事館の案内に準じて手続ください。作成に当たり大使館・領事館への出頭が必要ですので、余裕を持って手続ください。 <東京大使館(管轄:山梨、長野、静岡、新潟以東)> 1. 無査証での短期滞在の場合の同意書要否 <1>a. 原則的に同意書が必要な方:個人的な旅行や知人訪問 パッケージ旅行・団体旅行・修学旅行 ※添乗員や引率者があり、渡航についての説明が出来る場合、同意書は不要です。 ※同意書の持参は、両親の不在等で片方の親が国外へ子を連れ去ることや人身売買の問題を懸念し、防ぐためのものです。 <2>現地からの招待状がある場合は持参が望ましいと案内されています。 <3>現地から同意書の持参を求めている場合は手続きをしてください。 手続方法:同意書が必要な場合、両親が大使館へ出頭し、同意書を作成ください。 両親が別々に出頭する場合、その都度料金がかかります。未成年本人は出頭不要です。 2. 他国に長期滞在する際にドイツを経由する場合 18歳未満の未成年が片方の親と同伴または単独でドイツを経由する場合、同意書の持参は不要です。 <大阪領事館(管轄:愛知、岐阜、富山以西)> 領事館で同意書の作成が可能です。詳細は領事館に直接お問い合わせください。 作成に当たり両親が領事館に出頭する必要があります。 |
| ノルウェー | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | × | × | × | 不要 | 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「単独または片方の親同伴で渡航をする場合、同行をしない親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 |
| フィンランド | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | × | × | × | 不要 | 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「親以外の成人同伴または単独渡航をする場合、渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 |
| フランス | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | × | × | × | 不要 | 大使館では入国時のトラブルを避けるため、「18歳未満の方が単独または片方の親同伴で渡航する場合、両親または同行しない親からの渡航同意書の持参が望ましい」と案内しています。 |
| ベルギー | 18歳未満 | ○ | ○ | 自由(英語) | 記入例 | × | ○ | ○ | ○ | 認証料金 (公証役場:11,500円外務省:無料)、 戸籍謄本の翻訳代 | ■作成方法 1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 2. 両親または一緒に渡航しない親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方務局:法務局長認証、外務省:アポスティーロ認証) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポスティーロ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) ※離別や死亡等で両親がサインできない場合、親(親権者)の同意書のほか、戸籍謄本が必要(親権者が明記してあること)。 戸籍謄本はオリジナルに外務省でアポスティーロ証明を受け、その後翻訳が必要です。 さらに翻訳には、翻訳者自身が公証役場に向き、翻訳者のサイン認証、法務局長及び外務省のアポスティーロ証明を受ける必要があります。 |
| ポルトガル | 18歳未満 | ○ | ○ | 大使館にて作成 | - | 都度確認 | ○ | × | × | 大使館へご確認ください | 同意書は大使館で作成しますので、詳細は大使館へ直接お問い合わせください。 ◎ポルトガル大使館領事部ホームページ http://www.embaixadadeportugal.jp/領事関係/ja |
| ラトビア | 18歳未満 | ○ | × | 自由(英語) | 記入例 | × | × | ○ | ○ | 認証料金 (公証役場:11,500円外務省:無料) | ■作成方法 1. 渡航同意書(様式自由・英語)を作成します。この時点ではサインの記入は不要です。 2. 両親が公証役場へ出頭し、その場でサインをし、認証を受けます。 その後、地方務局→外務省(窓口または郵送)で、それぞれの認証を受けます。 (地方務局:法務局長認証、外務省:アポスティーロ認証) ※公証役場によっては、公証・法務局長の認証及び外務省アポスティーロ証明をまとめて受けられます。 詳細は最寄りの公証役場にお問い合わせください。(東京・神奈川の公証役場は一括認証対応可能) 3. 両親による書類が用意できない場合は、父親または母親いずれかによる同意書を携帯してください。 |
| ルーマニア | 18歳未満 (ルーマニア国籍のみ) | ○ | ○ | ※ | - | × | ○ | ○ | × | 有料(大使館へご確認ください) | ルーマニア国籍(日本との二重国籍者を含む)の18歳未満の方が、親権者の同伴なしで出入国する場合、ルーマニア出国時に親権者からの同意書の提示が義務付けられています。 ■作成方法 ルーマニア国外で作成する場合、大使館での手続が必要です(有料)。 詳細はその都度、渡航者本人から大使館へご確認ください。 【参考】在ルーマニア日本大使館ホームページ ●日本とルーマニアの二重国籍者のルーマニア出入国に際する注意点 http://www.ro.emb-japan.go.jp/consular/62.htm |
| ルクセンブルク | 18歳未満 | 都度確認 | - | - | - | - | - | - | - | 大使館へご確認ください | 詳細は大使館へ直接お問い合わせください。 ◎ルクセンブルク大使館領事部ホームページ http://tokyo.mae.lu/jp/node/19934 |
| フィリピン | 15歳未満 | ○ | × | 指定 同意書暨 供述書 WEG申請 書 | - | △ ※場合により要 | ○ | × | × | ①大使館での同意書暨供述書の認証・照合料金(都度確認ください) ②現地でのWEG申請料(都度確認ください) | フィリピン国籍以外の15歳未満の未成年は、有効な査証を所持していても、単独または親以外の保護者と一緒に渡航する場合は、フィリピン到着時CWEG(Waiver of Exclusion Ground)の申請が必要です。 WEG申請には、同意書暨供述書の提出が必要です。該当の未成年者の両親(親権者)は、渡航前に大使館へ同意書暨供述書の認証を申請してください。 必要書類は、その都度大使館へ確認してください。 ◎フィリピン共和国大使館ホームページ http://tokyo.philembassy.net/ja/consular-section/services/visa/waiver-of-exclusion-ground-weg/ |